

# 第1回まちづくりルール庁内検討ワーキング会議録

日 時 平成16年5月20日(木)13:30～17:10  
 場 所 市役所2階第一会議室  
 出席者 委員：三好 稲葉 上田 物見 本田 若杉  
 事務局：原 高田

## 1 開 会

事務局から開会の挨拶を兼ね、まちづくりルール庁内検討ワーキングの使命・条例の目的等以下のとおりを説明した。

### 庁内検討ワーキングの使命

「情報の共有と市民参加」条例の素案を7月に市長に報告すること。

### <まちづくりのめざす姿>

「住んでいてよかったと思えるまち」実現

そのために市民と市役所が「ともに考えともに築き上げる」協働が重要

### <富良野市の現状>

市民と市役所(職員)の信頼関係がなく、不信感がある。

- ・情報が共有されていない。(わかりにくい情報。政策決定過程が不透明等)
- ・参加の仕方が明確ではない。(参加の場が保障されない。意見が反映されない等)

### <今、求められること>

- ・市民と市役所(職員)が信頼関係を築く 仕事の仕方を変え説明責任を果たす
- ・「市民の声をきいて行政を進める」ことを表明 情報の共有と市民参加のルール化  
 まずは市役所(職員)が変わる(説明責任を果たす)。だから市民も変わって下さいとなる  
 情報の共有と市民参加を基本とした条例の実践を積み重ねにより、次のステップとして自  
 の制定がある。

### 条例の目的

市民と市役所が市政に関する情報を共有し、市役所が説明責任を果たす  
 市民参加(市役所に対し意見をいう機会)を公平に保障する  
 市の部局によってバラバラな市民参加の手法や手続きを整理統一(ルール化)する

### 条例の位置づけ

市民と市役所が守るべき共通ルール  
 意見をいう人にも、意見をいわない人にも自己責任が発生する  
 意見を行政が真剣に受け止め、施策に反映する(反映できなければできない理由を回答)

## 2 議 事

### (1)メンバーの紹介・役員選出

メンバー紹介 (別添委員名簿のとおり)

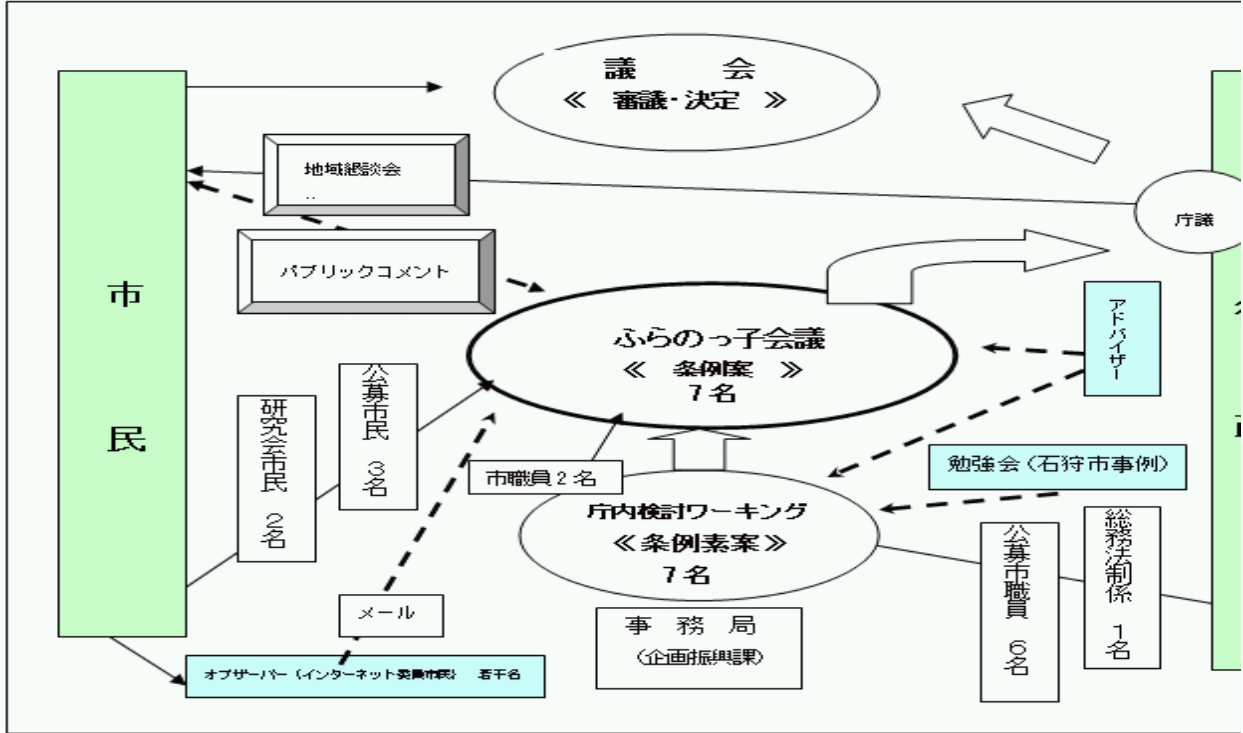
役員選出 リーダー 石 杉 総務法制係長  
 サブリーダー 稲 葉 健康推進係長

## (2) 検討の進め方について

事務局から以下のとおりワーキングの使命や条例の目的等を説明した。

### まちづくりルール策定の全体イメージ(下図のとおり)

・全体イメージとしては、「情報の共有と市民参加のための手続条例」を土台に、市民と  
 情報の共有と市民参加のためのルール(条例) づくり 検討体制イメージ図



### ◇ 「情報の共有と市民参加のための手続き条例検討イメージ (下図のとおり)

- ・庁内検討ワーキングで「条例素案」(たたき台)を策定し、市民による検討会議「条例案」を策定し、市に報告する。
- ・報告のあった「条例案」は市(庁議)で検討し、地域懇談会等を踏まえ最終決定。その後議会に条例案を提出する。(議会で審議・決定後に制定となる。)
- ・検討過程におけるサポート体制として、先進事例(石狩市予定)の勉強会やアドバイザー(札大福土教授予定)による指導、インターネットを通じた市民の意見収集、パブリックコメント等を予定している。

#### <意見交換>

○オフサイトミーティングの位置づけが明確ではない。

→職員の意見交換の場でありワーキングの検討のための情報収集の場。市民参加の前の「職員参加」。会議の5回では時間的に厳しいものがある。検討しきれない部分も補いたい。

○オフサイトミーティングで何を話すのか。

→ワーキングで問題となった点などを議題にする。(ゲーム感覚で行うのはどうか?)

○開催しても結局、委員だけとなるのではないか。

→初めてのチャレンジとしてやってみるのもいい。実施して問題があれば変

更すればいい。

○運営や進行は事務局に任せたい

### ワーキングの検討にあたってのルール等

・ワーキングの検討にあたって、ルール、検討の進め方などを確認した。

(ルールについて)

- \* 市民による検討のための条例素案 = 「たたき台」(条例素案・逐条解説)を期限までにつ  
報告すること。(なお、報告できない場合は、検討内容と策定できない理由を庁議に報告  
に、市民による検討の際に報告すること。)
  - \* まちづくり条例市民研究会の提言を十分活かすこと。
  - \* 策定した条例素案は、市民による検討のたたき台であることから、その内容が必ずしも条  
ならないことを十分認識することなど
- ・ 検討期間は、平成16年5月20日～平成16年7月下旬とする。
  - ・ 検討会議は、5回程度開催。原則として隔週火曜日の13:30～17:00とする。
  - ・ 検討会議を支援するため「オフサイトミーティング」を全職員参加対象として開催する。  
(原則として毎週木曜日の18:00～20:00)
  - ・ 会議は公開。会議録は全て公開とする。

#### <意見交換>

○オフサイトミーティングの位置づけが明確ではない。

→職員の意見交換の場でありワーキングの検討のための情報収集の場。市  
参加の前の「職員参加」。会議の5回では時間的に厳しいものがある。換  
しきれない部分も補いたい。

○オフサイトミーティングで何を話すのか。

→ワーキングで問題となった点などを議題にする。(ゲーム感覚で行うのは  
うか?)

○開催しても結局、委員だけとなるのではないか。

→初めてのチャレンジとしてやってみるのもいい。実施して問題があれば  
更すればいい。

○ 運営や進行は事務局に任せたい

○ 電子会議室も開設してはどうか。

### (4) まちづくり条例市民研究会の座長私案について

座長私案の第1章総則について以下のとおり検討した。

#### 第1条 条例の目的について

第1条 この条例は、情報の共有と市民参加により、市民と市役所がともに考  
に築き上げるという協働によるまちづくりを推進し、より良いまちをつくり  
を目的とする。

#### <検討内容>

- ・ 条例の目的では、通常は「～について必要事項を定め」というのがあるが、座長私何について定めているのか明確ではない。
- ・ この目的は条例の「前文」にあたるのではないか。「行政が変わること」を目的としか。
- ・ 「情報の共有」は「市民参加」に含めて解釈してはどうか。
- ・ 条文中に「情報の共有」の定めがない。～石狩市では情報公開条例で「情報の提供あり、公開請求のあったものだけでなく、政策決定過程の情報まで積極的に提供している。情報の共有に関しては、情報公開条例で対応していると考えられる。富良野、情報公開条例を充実させるのか、別条例とするのか検討しなければならない。
- ・ 目的をみれば全てがわかるようにしなければならない。焦点がしぼりきれていない例は、「情報の共有」と「市民参加」を焦点とすることとした。
- ・ 情報の共有があって、参加する参加しないを決められる参加手続きがある。市民はものしか参加しないだろう。
- ・ 「情報の共有」とは、提供とは違う。受け取る側も理解することが「情報の共有」

#### <検討結果>

条例の目的を「情報の共有と市民参加を実現するための手続き条例に」しぼる必要；  
条例の目的、前文の必要性については、改めて検討する。

### 第2条 用語の定義について

第2条 この条例においての用語の意味は次のとおりである。

- (1) 「市民」とは、富良野市に住み、働き、学ぶ者をいう。
- (2) 「市役所」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査農業委員会及び固定資産評価委員会をいう。
- (3) 「市の仕事」とは、市民がより良い生活を営むことを基本として市役所らゆる仕事をいう。
- (4) 「市民参加手続」とは、市の仕事に市民の意見を反映させるため、その過程において、市役所が市民の意見を聴くことをいう。
- (5) 「パブリックコメント手続」とは、市民参加手法の1つであり、市の仕事を公表し、それに対し書面等による意見を募集することをいう。

#### <検討内容>

##### 市民の定義について

- ・ 「市民」とは、意見をきいてまちづくりに反映する必要がある人ではないか。（納める人以外は、市民に含んでもいいような気がする。）
- ・ 協働の可能性のある人を「市民」としてはどうか。
- ・ 市のまちづくりが生活に影響する人。
- ・ 住民票のある人は、通勤や通学よりかは少し差があってもいいと思う。
- ・ 石狩市は定義していない。参加条例で「市民」の定義をしていないところは意外と
- ・ 参加の手続きにより「市民」をオミット（除外）してはどうか。手続きにより市民淡づけてはどうか。
- ・ そうなれば、「市民」の定義はあえていらぬように思う。
- ・ 手続きにより市民の定義を細部に分けるのは現実的ではない。
- ・ 最低限の基準が統一されていけばいい。手続き案件によりそれ以上に行うのは構わ
- ・ 情報の共有があつて、参加する参加しないを決めれる参加手続きがある。市民は興のしか参加しないだろう。
- ・ 「情報の共有」とは、提供とは違う。受け取る側も理解することをいう。

#### <検討結果>

「市民」の定義については、保留とする。（改めて検討）

#### 市役所の定義について

##### <検討内容>

- ・ 一般的には「市役所」ではなく、「市の機関」ということが多い（石狩市も「市役所」ではない）
- ・ 研究会でも議論したが、「市役所」ということで決めた経緯がある。例えば市から「市役所から電話です」というとの意見があった。
- ・ 市民がわかりやすいことが大切。
- ・ 「市の機関」として、市長、教育委員会～固定資産評価委員会とするのが一般的だ手続きに関係がありそうなのは、市長部局、教育委員会、農業委員会ぐらいではない。他は、関係法令により制限されている等、参加手続きの実効性があるか疑問。
- ・ 「議会」を含まないことについては、異論なし。議会は議会で独立している。

##### <検討結果>

- ・ 「市役所」ととりあえず定義をし、不都合等があれば改めて検討。

- ・ 「市役所」に含む範囲については、詳しく業務内容等を調べる必要がある。保留と

### 市の仕事の定義について

#### <検討内容>

- ・ 「市の仕事」ではなく「市役所の仕事」としたほうが統一できる。
- ・ 「市の仕事は～市役所が行うあらゆる仕事」ではなく「あらゆる行政活動」ではな

#### <検討結果>

- ・ 「市の仕事」ではなく「市役所の仕事」で統一する。
- ・ 「市役所が行うあらゆる仕事」→「市役所が行う行政活動」とする。

#### <★議論不足>

「行政活動」には内部事務も含むのか否か議論不足（事務局指摘）

### 市民参加手続の定義について

#### <検討内容>

- ・ 市民参加の範囲には、企画立案過程にとどまらず、結果の検証（評価）を含めるべ  
る。（事業の透明性を確保するため市民による評価を行うよう審議会設置を提案し  
置できなかった。）
- ・ 提言では、庁議で決定する前に意見を言わせろといている。
- ・ 「市民参加」という定義でいいのではないか。その他手続に関することは、「  
手続」とすればいい。
- ・ 「市民参加」とすれば、市民側は何かをしなければならないと勘違いするのではな  
また、市の側では、既に色々とやっている、今更条例は必要ないと勘違いするので
- ・ なぜ「市民参加手続」としているのだろう。石狩市では、第1条の目的では「市民  
っているが、それ以降は「市民参加手続」で統一している。

#### <検討結果>

「市民参加手続」とし、行政活動への参加の手続を定義する。

#### <★議論不足>

パブリックコメント手続の定義について議論不

**第3条 市役所の役割と責務について**

(市役所の役割と責務)

第3条 市役所は、市民が自ら市政について考え、行動することができるよう市に関する情報の公開に努める。

2 市役所は、市民意見を積極的に把握し、市の仕事に反映させるよう努める。

3 市の機関は、この条例の目的を実現のため、常に創意工夫し、市民との信頼に努める。

**<検討内容>**

- ・ 第3条の市役所の役割と責務では、第1項が情報共有に努める（広報部分）。第2加の機会を積極的に確保する（広聴部分）になる。
- ・ 市の側の説明責任の定義が必要になるのではないか。
- ・ 「情報の公開に努める」では、情報公開のイメージ（情報公開条例のように請求が限って公開するイメージ）が強い。「情報の共有に努める」の方がいい。
- ・ 第3条は理念に近い。具体的ではない。「情報共有」の規定を一つ作る中で具体的り込んでどうか。
- ・ 第3条第2項では、意見を全てに反映するように聞こえる。
- ・ 石狩市では、市役所・市民・議会の役割と責務は規定していない。その代わりに、「として、市民参加の理念や、市民参加に係る市の義務と責任の関係が規定されてい

### 石狩市の市民の声を活かす条例

#### (基本理念)

市の機関は、行政活動の効率性の確保に配慮しながら、行政活動への市民参加を図るための取組みを積極的に進めるものとする。

2 行政活動への市民参加は、行政活動を行うに当たり市の機関が負うべき義務と責任を軽減することにつながると解してはならない。

- ・ 石狩市の「行政活動の効率性の確保に配慮」とあるように、全てを市民参加をして意見を聴くようにすると、効率性は落ちる。
- ・ また、石狩市の「義務と責任の軽減」では、よく「市民が言った（要望）したのだからやったのだ」ということを市ではよく使う。これを言い訳としているけれど、の最終的な決定は、市民の要望等を聴いて市が決定する責任があるはず。市民参加市民が言ったから決定したと言い訳にはいけない。

### <検討結果>

第3条は「基本原則」とし、座長私案の第1項を条例の心構えとして規定する。（私案の「情報の公開」は「情報の共有」とする。）

第2項及び第3項は、石狩市の第3条第1項及び第2項とし、行政活動へ市民参加：定と、市民参加により市の義務や責任を放棄しない規定を盛り込む。

### 第4条 市民の役割と責務について

(市民の役割と責務)

第4条 私たち市民は、まちづくりにおける自らの果たすべき責任及び役割を自覚し、市民参加に努める。

2 私たち市民は、特定の個人又は団体の利益ではなく、富良野市全体の利益を：とを基本として、市民参加するよう努める。

### 第5条 議会の役割と責務について

(議会の役割と責務)

第5条 議会は市役所の仕事に市民参加が反映され、効率的に行われているかを相対す



#### < 検討内容 >

- ・ 第4条の市民の役割と責務では、この条例が行政活動に関するものとする、市民責務を求めるのではなく、まずは市役所が体制を整える必要がある。
- ・ 第5条の議会の役割と責務では、議会本来の役割が書かれている。議会が本来の役でないから書いているのではないか？
- ・ 議会に対しては、市が議案提出の際に、市民参加をどのようにしたのか、どのようなか等を報告することを規定した方がいい。市民参加の手続の規定に盛り込む方がいい。

#### < 検討結果 >

第4条及び第5条は、削除し規定しない。

- 市の「説明責任」の定義が必要

#### (5) 第2回庁内検討ワーキングの日程について

- ・ 平成16年 6月 1日(火) 13:30 ~ 第3会議室  
議題:座長私案の研究(第2章第1節 ~ 最後(附則))
- ・ オフサイトミーティング(職場内議論の場)は、5月27日(木)18:00 ~ 開催する。

### 3 閉 会